

大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第21号

大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則の一部を改正する規則

大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（平成27年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（市営住宅使用料関係事務を除く。）」を削る。

別表第1中第28号を削り、第29号を第28号とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。